

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
県立都市公園名	有料公園施設	県立都市公園名	有料公園施設
〔略〕		〔略〕	
岩手県立御所湖広域公園	野球場、テニスコート、艇庫、 <u>水泳プール</u> 、レクリエーション広場	岩手県立御所湖広域公園	野球場、テニスコート、艇庫、レクリエーション広場
別表第3（第12条、第23条関係）		別表第3（第12条、第23条関係）	
1・2 〔略〕		1・2 〔略〕	
3 岩手県立御所湖広域公園		3 岩手県立御所湖広域公園	
(1) 水泳プール			
区分	使用料		
	個人	10人以上の団体（1人1回につき）	
普通使用（1回につき）	円 810	円	円
一般	(同一世帯に属する中学校生徒、小学校児童及び幼児を同伴する場合にあって	3,240	650

	<u>は、730円)</u>		
<u>学生及び高等学 校生徒</u>	<u>580</u>	<u>2,320</u>	<u>460</u>
<u>中学校生徒及び 小学校児童</u>	<u>350</u>	<u>1,400</u>	<u>280</u>
<u>幼児（4歳未満 の者を除く。）</u>	<u>100</u>	<u>400</u>	<u>80</u>

備考 第23条第2項の規定を適用する場合におけるこの表の適用について  
は、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の上限額」とする。

- (2) [略]  
(3) [略]

- (1) [略]  
(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。